

議第436号

東京都市計画第一種市街地再開発事業の決定

(戸越公園駅北地区)

(品川区決定)

東京都市計画第一種市街地再開発事業の決定（品川区決定）
都市計画戸越公園駅北地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

名 称		戸越公園駅北地区第一種市街地再開発事業				
施行区域面積		約0. 6 h a				
公共施設の 配置 及び規模	道路	種 別	名 称	規 模		備 考
		幹線街路	補助線街路第2 9号線	別に都市計画に定めるとおり		拡幅
		区画街路	品川区画街路第8号線	別に都市計画に定めるとおり		新設
建築物の整備		建築面積	延べ面積 (容積対象面積)	主要用途	高さの限度	備 考
		約1, 9 0 0 m ²	約2 8, 9 0 0 m ² (約1 9, 9 0 0 m ²)	住宅、店舗、駐車場等	G L + 1 1 0 m	高さは、建築基準法施行令第2条 第1項第6号に定める高さとする。
建築敷地の整備		建築敷地面積	整備計画			
		約3, 3 0 0 m ²	・隣地境界は壁面を後退し、北側既成市街地に配慮するとともに、地域の憩いの場としての広場を敷地の2 0 %以上確保する。 ・広場内は東西に貫通する歩行者動線機能を確保する。 ・道路境界線から高度利用地区の制限に従い壁面を後退し、ゆとりある歩行者空間を形成する。 ・商店街に面する部分については、にぎわいの創出を図る。			
住宅建設の目標		戸 数		面 積	備 考	
		約2 9 0 戸		約2 8, 0 0 0 m ²	延床面積	
参 考		地区計画区域内及び高度利用地区内にあり。				

「施行区域、街区の配置及び公共施設の配置、建築物の高さの限度及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」
理由：土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、安全で快適な魅力ある複合市街地を形成するため、第一種市街地再開発事業を決定する。

東京都市計画第一種市街地再開発事業
戸越公園駅北地区第一種市街地再開発事業

計画図 1 施行区域 [品川区決定]

縮尺 1 : 2,500



この地図は、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号) (MMT利許第06-109号)
(承認番号) 6都市基街都第29号、令和6年5月1日

東京都市計画第一種市街地再開発事業
戸越公園駅北地区第一種市街地再開発事業

公共施設の配置
計画図 2 及び街区の配置〔品川区決定〕

縮尺 1 : 2,500



この地図は、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号) (MMT利許第06-109号)
(承認番号) 6都市基街都第29号、令和6年5月1日

東京都市計画第一種市街地再開発事業

戸越公園駅北地区第一種市街地再開発事業

計画図 3

建築物の高さの限度

壁面の位置の制限

〔品川区決定〕

縮尺 1 : 2,500



この地図は、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号) (MMT利許第06-109号)
(承認番号) 6都市基街都第29号、令和6年5月1日